



鳥取県公報

平成 31 年 1 月 10 日 (木)
号外第 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県統計調査の実施（４）（子育て応援課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
-------	---------------------------------------	---

告 示

鳥取県告示第4号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成31年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
鳥取県における少子化対策等に関するアンケート調査
- 2 調査の目的
少子化・子育て支援対策に対する要望や子育てに対する意識等を把握し、効果的な施策に反映するための基礎資料を得ることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲
鳥取県県政参画電子アンケート会員に登録している者、鳥取県子育て応援パスポートメールマガジンの受信者及びえんトリー（とっとり出会いサポートセンター）の会員に登録している者
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 婚姻に関する実態及び意識
 - イ 婚姻の環境に関する実態及び意識
 - ウ 子育てへの関心及び意向
 - エ 子育ての環境に関する実態及び意識
 - オ 少子化対策等に係る行政への要望
 - (2) その基準となる期日
平成30年12月1日
- 5 報告を求める者
調査対象の全数 約14,000人
- 6 報告を求めるために用いる方法
電子メールで調査の回答依頼を行い、報告者は県のホームページのとっとり電子申請サービス画面にアクセスして、調査票への入力を行う。
- 7 報告を求める期間
平成31年1月10日から平成31年2月1日まで
- 8 調査票情報の保存期間
5年間
- 9 結果の公表方法
鳥取県福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課のホームページで公表する。